

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p><b>1 社会福祉法の改正後の対応について</b> (10分)</p> <p>ひきこもりや介護、貧困といった複雑化・複合的な課題を抱える家庭に対し一括して相談に乗れるよう、市区町村を財政面で支援する改正社会福祉法が昨年4月に施行されました。長引くコロナ禍で地域社会の担い手も不足し、地域の支え合いの力が低下している中で、親が80代、子どもが50代になり、親子で生活に困窮する「8050問題」や、子育てと介護の「ダブルケア」などに対応するため「断らない相談支援体制」の構築を目指した法改正で、実施主体は市区町村となり、事業の取組は自治体の判断に任されています。令和2年第3回定例会で対応の予定について質問しましたが、実際に法が改正された後の本市の対応と現状の課題について伺います。</p>	市長
<p><b>2 自動販売機リサイクルボックスの異物混入問題について</b> (10分)</p> <p>「PETボトルリサイクル推進協議会」によると、我が国のペットボトルの回収率は世界でもトップレベルであり、温暖化防止等の観点では、温室効果ガス排出量の削減に貢献するなど、大幅に環境負担を低減していると分析されています。しかし、ペットボトルの回収過程で「異物の混入」という問題が生じています。その要因として、公共のゴミ箱の撤去が進んでいること等が指摘されますが、いずれにしても、いわゆる廃棄物処理法の規定では異物(一般廃棄物)の処理は本来、国・地方公共団体が行うものとしています。ところが、現状ではこうしたペットボトル以外の異物(一般廃棄物)は、飲料メーカーや流通事業者が自主的に処理しています。昨年5月の衆議院環境委員会での質問に、環境省から「自販機リサイクルボックス内の一般廃棄物低減は、自販機事業者だけでなく、行政機関も協力して問題解決にあたるべき」といった答弁がありました。このような観点から以下伺います。</p> <p>(1) 自販機リサイクルボックスへの異物(一般廃棄物)混入問題の認識について</p> <p>(2) 異物は一般廃棄物であり、本来は市町村に処理する責任があると考えますが、見解を伺います。</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p><b>3 ヤングケアラー相談について</b> (10分)</p> <p>2月4日付の埼玉新聞に「家族などの世話や介護を無償で行う「ケアラー」や18歳未満の「ヤングケアラー」の支援拡充、強化を図るため、県が2022年度から会員制交流サイト(SNS)などを活用し、より相談しやすい態勢を構築する方針を固めたことが3日分かった。地域での見守り態勢の在り方を検討するヤングケアラー支援推進協議会(仮称)を立ち上げ、支援への補助を行うなど、市町村の取り組みを後押しする見通し。関連予算を同年度一般会計当初予算に計上する予定。県は20年3月にケアラー支援条例を制定。市町村窓口など電話相談先の周知や、悩みや不安を打ち明けられるオンラインサロンの実施などで、ヤングケアラーの孤立対策に取り組んでいる。」と掲載されていました。本市の支援体制はどうなっているのか、本市のヤングケアラー対策について、以下伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現状と課題について</li><li>(2) 本市の支援体制について</li><li>(3) 県との連携について</li></ul>	市長